

総合的な子ども・子育て支援のための組織の在り方検討会議の開催について

平成24年9月18日
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(少子化対策)
文部科学大臣
厚生労働大臣
申 合 せ

- 1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第2条第4項に規定されている総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方の検討について、関係府省の密接な連携の下に進めるため、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、共同して総合的な子ども・子育て支援のための組織の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。
- 2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁の大臣政務官その他関係者に出席を求めることができる。
議長 内閣官房長官が指名する内閣官房副長官
構成員 少子化対策を担当する内閣府大臣政務官
文部科学大臣が指名する文部科学大臣政務官
厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官
- 3 検討会議の庶務は、内閣府の助け並びに文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。